

## 平成 23 年度の保険料額が決まりました

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。保険料の増減などにより、これまでと納付方法が変更になっている場合がありますので、通知書にて納付方法と金額を必ずご確認ください。



### < 保険料の納付方法 >

#### 特別徴収（年金からの天引き）

- 年金から天引きされますので、別途金融機関などで納める必要はありません。
- 事前の申し出により、口座振替に変更することができます。

#### 普通徴収（口座振替または納付書による納付）

- 口座振替の人は、納期月の末日（土、日、祝日の場合はその翌日）が振替日となります。
- 納付書が届いた人は、納期限までに金融機関などでの納付をお願いします。（口座振替にするには申し込みが必要です。）

### < 保険料の納付方法 >

特別徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期		
天引き月	4月	6月	8月	10月	12月	2月		
普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期 (振替月)	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※保険料の増減があった人や、22年度中に75歳になった人・転入した人などは、年度の途中で納付方法が変更になる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ先 高齢者支援課（西合志庁舎） ☎242-1109

## 国民健康保険の限度額適用および 高齢受給者証についてのお知らせ

### ～限度額適用・標準負担額減額認定証の更新は忘れずに!～

限度額適用認定証の交付を受けている人は、入院の場合医療機関の窓口で、保険証と認定証を提示することによって、本人の負担する一部負担金が限度額までの支払いとなります。

この認定証は、7月31日で有効期限が

切れます。更新手続きのお知らせを7月中旬以降に郵送しますので手続きをお願いします。

また、高齢受給者証については7月中旬に対象者全員に郵送しますので手続きは不要です。

問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班（西合志庁舎） ☎242-1183

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 「被保険者証」(保険証)を送付します



現在お使いの被保険者証（オレンジ色）の有効期限は7月31日までです。8月から使用できる新しい被保険者証（水色）を、7月中に簡易書留で送付します。

なお、新しい被保険者証は、裏面に臓器提

供の意思表示ができるようになりました。意思表示をする場合はボールペンで記入してください。個人情報保護のためのシールが必要な場合は、市役所および各支所にお越しください。

### 医療費の限度額などが軽減されます

住民税非課税世帯の人で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、入院の際、窓口での医療費（一部負担金）の限度額および食事代が軽減されます。

認定証の取得には申請が必要です。被保険者証および印かんをご持参のうえ、市役所また

は各支所までお越しください。

なお、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（オレンジ色）をお持ちで8月1日以降も対象となる人には、新しい認定証（水色）を被保険者証と同封して7月中に送付します。

### < 一部負担金の限度額と食事代 >

	窓口での負担割合	一部負担金の上限額		食事代 (1食当り)
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得者 (※1)	3割	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% ※3	260円
一般	1割	12,000円	44,400円	260円
低所得者II (※2)		8,000円	24,600円	210円
低所得者I (※2)			15,000円	160円 ※4
				100円

※1 同一世帯の被保険者に課税所得が145万円以上の人がいる場合。

※2 低所得者II：世帯の全員が住民税非課税の人で低所得者I以外の人。

低所得者I：世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

※3 過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円。

※4 低所得IIの人で過去12カ月以内に90日を超える入院がある場合、申請により食事代が160円になります。